

# 相続預金手続き

## ケース別 必要書類&注意点

### 第4回の ケース

八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®  
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

遺言執行者からの相続預金の払戻依頼時に  
準備いただく書類と注意点は?

**遺** 言書が遺されているケース  
において、「遺言執行者」  
がいる場合とない場合では、相  
続預金の払戻し手続きは大きく変  
わってきます。

①「遺言書による指定」の場合の  
確認事項

遺言執行者は遺言書の執行手続  
きにおいて大きな権限を有してい  
ます。相続人が複数人いる場合、  
書類への署名押印などが煩雑にな  
りがちですが、遺言執行者がいれ  
ば、遺言執行者のみで手続きを進  
めることが可能になります。

遺言として一般的に利用されて  
いるのが「自筆証書遺言」「公正  
証書遺言」の2つの方式ですが、  
どちらの様式であっても、遺言執  
行者の指定は可能です。遺言執行  
者の対象は、未成年者や破産者を  
除いては特に制限されていませ  
ん。遺言書における遺言執行者指  
定の記載例は**サンプル**に示してあ  
ります。

来店者が遺言執行者で  
あるかの確認が必要に

②「家庭裁判所による選任」の場  
合の確認事項

なお、遺言執行者が相続預金の  
払戻しを行う場合には、遺言執行  
者名義の預金口座への入金を求め  
ることが少なくありません。その  
ときには、遺言の内容に従って、  
遺言執行者の預金口座から各相続  
人・受遺者の預金口座に支払われ  
ます。

遺言者は、自由に遺言執行者を  
決めることができます。一般には  
弁護士などの専門職や遺言信託を  
取り扱う金融機関、親族が指定さ  
れることが多いです。

家庭裁判所によって遺言執行者  
が選任された場合には、「遺言執  
行者選任審判書」の謄本（**サン  
プル**）をもって事実を確認すること  
になります。審判書に審判が確定  
した旨の記載がない場合には、

遺言執行者を定める方法は大き  
く2つあります。

なお前回までに解説したよう  
に、保管制度を利用していない自  
筆証書遺言は、遺言書の様式を満  
たしているかについて、家庭裁判  
所の検認を受けることになりま

す。公正証書遺言および保管制度  
を利用した自筆証書遺言について  
は、検認手続きは不要となりま  
す。

「確定証明書」をもって審判確定  
の確認をしましょう。

### ③ 共通の確認事項

自店窓口への来店者が「遺言書  
または審判書に記載されている遺  
言執行者かどうか」を、遺言執行  
者の実印および印鑑証明書等によ  
って確認します。前述のとおり、  
遺言書または審判書に記載されて  
いる権限の範囲内で、遺言執行者  
は相続預金の払戻し等の手続きを  
単独で行えます。したがって相続  
届のような一定の書類には、遺言  
執行者のみの署名押印があればよ  
いこととなります。

合わせて、自店に存在する遺言  
者の取引を洗い出し、遺言書の記  
載内容と照合します。遺言書に記  
載されていない相続預金があった  
場合には、改めて遺産分割協議書  
の作成をもらうか、相続届に  
より記載外の相続預金の承継者を  
決めてもらう必要があります。  
なお、記載外の財産についての  
承継者が定められている場合には、そ  
の承継者が記載外の相続預金を引  
き継ぐこととなります。

BB

## 図表 遺言執行者へ相続預金を払い戻す場合の必要書類など



### ① 遺言書 (次のア・イ・ウのうちいずれか)

#### ア 公正証書遺言書

- 遺言書が公正証書にて作成されたことを公証人の署名押印で確認
- 証人2名が立会いのもと作成されているか、署名押印で確認
- 公正証書の正本（遺言者に渡される原本）であるか確認
- 1** 正本を紛失していたら、遺言書を作成した公証人役場で正本の再交付を受けてもらう

#### イ 自筆証書遺言書

- 本文・日付・氏名が自筆で書かれていることを確認  
(貼付する財産目録は PC 等での作成でも OK)
- 家庭裁判所の検認済み証明書が付いているか確認

#### ウ 遺言書情報証明書 (自筆証書遺言の保管制度の場合)

- 遺言保管所にて発行されたことを確認

### ② 遺言執行者選任審判書謄本

- 家庭裁判所で遺言執行者が選任された場合に必要
- 審判確定の事実が、文言か「確定証明書」で確認

### ③ 遺言者の死亡の事実が確認できる戸籍謄本等

- 本籍地の市区町村役場にて取得してもらう  
(戸籍全部事項証明書だと1通450円～、除籍謄本は  
750円～)

**1** 「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様  
には、市区町村役場で本籍地入りの住民票を発行して  
もらい、その本籍地を参照してもらう

- 郵送でも取得可能 (発行手数料は、郵便局の定額小  
為替で支払う)

### ④ 相続届

- 遺言執行者が記入、実印を押印したことを確認
- 1** 預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入  
する取扱いもある

### ⑤ 遺言執行者の印鑑証明書

- 住所地の市区町村役場等にて取得してもらう (1通  
300円～)
- マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる  
自治体もある

### ⑥ 相続預金口座の通帳・キャッシュカード

- 相続預金の名義変更により遺言の執行がされる場合  
には、別途その承継者の印鑑届等の確認が必要

### ▼ 遺言執行者の指定のある遺言書のサンプル

遺言書

1条 遺言者は、その所有する次の財産を妻花子に相続させる。  
一、おきなほ信用金庫 普天間支店に所在する下記預金  
普通預金 口座番号 13579  
定期預金 口座番号 97531

～割愛～

3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として次の者を指定する。  
遺言者は、遺言執行者に対し預貯金の名義変更、払い戻し、解  
約その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を与える。  
沖縄県宜野湾市普天間8丁目88  
遺言執行者 古志 勉

～中略～

### ▼ 遺言執行者選任審判書謄本のサンプル

令和3年(家)第12321号  
審判  
～割愛～  
上記申立人からの遺言執行者選任申立事件について、当裁判所  
はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。  
主文  
遺言者 近代 太郎 (令和3年3月3日死亡) の遺言につき、  
その執行者として下記の者を選任する。  
住 所 沖縄県宜野湾市普天間8丁目88  
遺言執行者 古志 勉

令和3年7月7日  
那覇家庭裁判所  
家事審判官 永野メイ ㊟  
以上は謄本である  
同日同庁裁判所書記官 葛西 祥明 ㊟